

平成 25 年 2 月 22 日

第 1 回廿日市市議会議案
(第 1 回定例会)

廿 日 市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 18 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例	3
議案第 19 号	廿日市市新型インフルエンザ等対策本部条例	11
議案第 20 号	廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例	15
議案第 21 号	工業団地下水道の公共下水道への編入に伴う関 係条例の整理に関する条例	21
議案第 22 号	廿日市市暴力団排除条例の一部を改正する条例	25
議案第 23 号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例 の一部を改正する条例	29
議案第 24 号	廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例	33
議案第 25 号	廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数 等を定める条例及び特別職の職員等の給与、旅 費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	43
議案第 26 号	廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条 例	47
議案第 27 号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関す る条例の一部を改正する条例	51
議案第 28 号	廿日市市いもせ寮条例を廃止する条例	55
議案第 45 号	過疎地域自立促進計画の変更について	59
議案第 46 号	町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定及 び変更について	63
議案第 47 号	公の施設の指定管理者の指定について	67
議案第 48 号	市道路線の認定について	69
議案第 49 号	平成 24 年度廿日市市水道事業会計資本剰余金 の処分について	71

諮詢第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるに …… 73
ついて

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月22日

廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成24年議案第62号により議決を得た地御前1号幹線築造工事の
請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 187,425,000円」を「3 請負金額 1
91,298,450円」に改める。

2 専決処分年月日 平成25年1月17日

(参考事項)

平成24年議案第62号により議決を得た地御前1号幹線築造工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第18号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例案を次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 真野 勝 弘

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事さ

せる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受け

て勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第16条の規定による介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認
(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に規定する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項又は前項の規定により職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規

定する職員をいう。以下同じ。) である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の給料月額は、その者の受けける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下この条において「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条から第12条まで、第15条、第22条第1項及び第2項並びに第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

（規則への委任）

第9条 この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「育児休業法第18条第1項」の次に「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第 号）第4条」を加える。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

第3条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、一般職の任期付の採用等に関する条例（平成25年条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第2条

第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料額は、特定任期付職員が従事する業務に応じて定めるものとする。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。
(特定任期付職員業績手当)

第14条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第16条の4中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「職員には」を「職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条から第6条まで、第7条の2、第9条、第10条第2項、第11条及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「育児休業法第18条第1項」の次に「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第号）第4条」を加える。

(提案理由)

専門化、高度化する行政課題に対し、行政内部では得られにくい専門的能力を備えた民間の人材を活用することにより課題解決を図るとともに、一定の期間内に終了することが見込まれる業務などに対し、任期を定めて職員を採用することにより公務の能率的な運営を促進するための任期付職員採用制度を導入するため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市新型インフルエンザ等対策本部条例案を次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 真野勝弘

廿日市市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、廿日市市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部の事務を遂行するため、新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部

に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、本市に設置する新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第20号

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例案を次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が施行する公共下水道事業又は小規模下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、区域外流入に係る受益者分担金（以下「分担金」という。）を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外流入 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域から公共下水道に汚水を排出すること、又は廿日市市小規模下水道条例（昭和52年条例第43号）第2条第1項第3号に規定する処理区域以外の区域から小規模下水道に汚水を排出することをいう。
- (2) 受益者 区域外流入の対象となる建築物に係る土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(受益者の分担金の額)

第3条 受益者が納付すべき分担金の額は、区域外流入をする建築物の敷地の用に供する土地又は家屋（以下「土地等」という。）に対して、区域外流入をしようとする次の各号に掲げる処理区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 廿日市処理区 土地1平方メートル当たり568円を乗じて得た額
- (2) 大野処理区 土地1平方メートル当たり371円を乗じて得た額
- (3) 佐伯処理区 土地1平方メートル当たり500円を乗じて得た額

(4) 吉和処理区 家屋1戸につき30万円

(5) 宮島処理区 土地1平方メートル当たり371円を乗じて得た額
(受益者の届出)

第4条 受益者は、区域外流入をしようとする日現在において所有し、又は地上権等を有する土地の面積その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、前条の規定による届出を受けた場合には、分担金の額を定め、当該届出をした受益者に対し、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の場合においては、速やかに、当該分担金の額、納付期日その他の事項を受益者に通知するものとする。

3 受益者は、分担金を前項の期日までに一括して納付しなければならない。

(分担金の還付)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、納付された分担金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 受益者が、区域外流入に係る許可を取り消されたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を還付する必要があると認められるとき。

(分担金の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 地方公共団体等が公用又は公共の用に供している土地等に係る受益者

(2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地等に係る受益者

(延滞金)

第8条 延滞金の徴収は、廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例

(昭和 39 年条例第 19 号) の例による。

(処理区域編入に伴う分担金)

第 9 条 分担金が納付された対象の土地等が、公共下水道の処理区域に編入された場合には、当該土地等に対する廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第 21 号）第 6 条の規定により徴収すべき負担金又は廿日市市佐伯公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成 15 年条例第 69 号）第 5 条若しくは廿日市市吉和公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成 15 年条例第 70 号）第 6 条の規定により徴収すべき分担金とみなし、当該負担金又は分担金は徴収しないものとする。

(規則への委任)

第 10 条 この条例の実施のため必要な手続その他の事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(廿日市市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

2 廿日市市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市佐伯公共下水道事業受益者分担金徴収条例

第 1 条中「公共下水道事業のうち都市計画下水道事業以外のもの（吉和処理区における公共下水道事業を除く。以下「事業」という。）」を「佐伯処理区における公共下水道事業（以下「事業」という。）」に改める。

(廿日市市下水道条例の一部改正)

3 廿日市市下水道条例（平成 4 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「友和処理区」を「佐伯処理区」に改める。

(提案理由)

市が施行する公共下水道事業又は小規模下水道事業の処理区域外から公共下水道又は小規模下水道に汚水を排除する者に対して、地方自治法第224条の規定に基づく分担金を徴収することなどについて必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第 21 号

工業団地下水道の公共下水道への編入に伴う関係条例の整理に関する
条例案を次のように提出する。

平成 25 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

工業団地下水道の公共下水道への編入に伴う関係条例の整理
に関する条例

(廿日市市特別会計条例の一部改正)

第1条 廿日市市特別会計条例（昭和63年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「第10号」を「第9号」に改める。

(廿日市市宮内工業団地下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第2条 廿日市市宮内工業団地下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成7年条例第1号）は、廃止する。

(廿日市市佐伯工業団地下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第3条 廿日市市佐伯工業団地下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年条例第68号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年3月30日から施行する。

(提案理由)

公共下水道に編入した工業団地下水の処理施設の解体撤去が完了し、会計上の処理が終わったので、工業団地下水道事業特別会計を廃止することに伴い、関係条例を整理するため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

廿日市市暴力団排除条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 25 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市暴力団排除条例の一部を改正する条例

廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第23号

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 真野勝弘

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正
する条例

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成15年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

ライトハウス	8時30分から17時まで
--------	--------------

別表第2キャンプ場の項の後に次のように加える。

ライトハウス (専用利用に限る。)	1時間までごとに	400円から 1,040円まで
シャワー	1人1回につき	100円から 260円まで

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

岩倉ファームパーク内に新たにライトハウスを設置したことに伴い、利用時間及び利用料金について定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第24号

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 真野勝弘

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条を第25条とし、同条の前に次の8条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 国民宿舎の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 第10条から前条まで及び別表第1の規定は、前項の規定により指定管理者に国民宿舎の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第10条第1項	使用時間	利用時間
第10条第2項	市長	指定管理者
	前項	あらかじめ市長の承認を得て、前項
	使用時間	利用時間
第11条	使用	利用
	市長	指定管理者
第12条	市長	指定管理者
	使用	利用
第13条第1項	使用	利用
	別表第2	第18条第2項
	使用料	国民宿舎の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

第13条第2項及び 第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第14条第1項	市長	指定管理者
	使用	利用
	使用者	利用者
第14条第2項	使用	利用
	使用者	利用者
第15条第1項	使用	利用
第15条第2項	市長	指定管理者
	使用	利用
第15条第3項	別表第2に定める 使用料の額	第18条第2項の規定に より市長の承認を受けて 定めた利用料金の額
	市長	指定管理者
第16条第1項及び 第2項	使用	利用
	市長	指定管理者
第16条第3項	別表第2に定める 使用料の額	第18条第2項の規定に より市長の承認を受けて 定めた利用料金の額
	市長	指定管理者
別表第1	使用時間	利用時間
	一時使用	一時利用
	一時使用者	一時利用者

(利用料金の収入等)

第18条 国民宿舎の施設等を利用する者が納付する利用料金は、国民宿舎の指定管理者の収入とする。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る国民宿舎の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、国民宿舎の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、国民宿舎の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 観光事業の発展と推進を図るための施設としての国民宿舎の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国民宿舎の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国民宿舎の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 国民宿舎の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民宿舎の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第23条 市長は、国民宿舎の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が第22条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生ずることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

第15条第3項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第16条とする。

第14条第3項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項第2号中「第11条各号」を「第12条各号」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(使用時間等)

第10条 国民宿舎の使用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更し、又は国民宿舎の全部若しくは一部の供用を休止することができる。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第10条関係）

区分		使用時間
宿泊室	宿泊	16時から翌日の10時まで
	一時使用	11時から15時まで
洋会議室		9時から21時まで
2階広間A、B、C、D		9時から21時まで
3階広間A、B		9時から21時まで
浴場	宿泊者	6時から9時まで
		16時から23時まで
	一時使用者	10時30分から17時まで

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第18条関係）

区分		単位	利用料金の範囲
宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児 940円から 2,450円まで
			小学校児童 1,890円から 4,910円まで
			その他12歳以上 の者 2,250円から 5,860円まで
		1人1泊につき	幼児 1,050円から 2,730円まで
			小学校児童 2,040円から 5,320円まで
			その他12歳以上 の者 2,520円から 6,550円まで
宿泊室 (和室8畳)	一時	4時間まで	2,100円から 5,460円まで
宿泊室	利用		2,620円から

(和室 10畳)			6,820円まで
洋会議室		3時間まで	6,300円から 16,380円まで
		3時間以上	8,400円から 21,840円まで
2階広間A	1室につき	3時間まで	7,080円から 18,420円まで
		3時間以上	9,450円から 24,570円まで
2階広間B、C、D		3時間まで	3,930円から 10,230円まで
		3時間以上	5,250円から 13,650円まで
3階広間A、B		3時間まで	2,620円から 6,820円まで
		3時間以上	3,670円から 9,550円まで
浴場	1人1回につき		250円から 650円まで

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 3歳未満の者が宿泊室の寝具を利用して宿泊する場合は、指定管理者が別に定める額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことできる。

（経過措置）

3 施行日前に、この条例による改正前の廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市国民宿舎事業の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第25号

廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第1条 廿日市市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和63年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
障害程度区分認定審査会委員」を「
障害支援区分認定審査会委員」に改める。
」

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める部分及び第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 26 号

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 25 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例

廿日市市小規模下水道条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「排水渠」を「排水^{きょ}渠」に改める。

第7条の見出し中「接続等」を「接続方法及び内径等」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 下水を排除すべき排水管の内径又は排水渠の断面積は、廿日市市下水道条例（平成4年条例第20号）第5条第3号及び第4号の規定に適合すること。

第9条中「（平成4年条例第20号）」を削る。

別表第1に次のように加える。

宮島口グリーンハイツ 下水道	廿日市市深江三丁目12番 27号	市長が告示する区域
-------------------	---------------------	-----------

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条の規定による使用開始の届出その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

宮島口グリーンハイツ汚水処理施設を小規模下水道として管理するなどのため、この条例案を提出するものである。



議案第 27 号

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例案を次のように提出する。

平成 25 年 2 月 22 日

廿日市市長 真野 勝 弘

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1対巣山メディアゾーン地区整備計画区域の項を削り、同表阿品台緑地南地区地区整備計画区域の項中「阿品台緑地南地区地区整備計画の区域」を「阿品台緑地南地区地区計画の区域」に改め、同表に次のように加える。

ちゅーピーパーク地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示されたちゅーピーパーク地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第2対巣山メディアゾーン地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

ちゅーピーパーク地区地区整備計画区域	—	(1) 法別表第2(に)項第5号に規定する建築物 (2) 法別表第2(る)項第3号、第5号及び第6号に規定する建築物 (3) 法別表第2(を)項第2号、第3号及び第8号に規定する建築物(寄宿舎を除く。)	—	—
--------------------	---	---	---	---

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事着手する建築物について適用し、同日前に工事着手した建築物については、なお従前の例による。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

建築物の高さ 31メートル		
------------------	--	--

(提案理由)

対巣山メディアゾーン地区計画の都市計画の廃止に伴い、当該地区整備計画区域を廃止し、新たにちゅーピーパーク地区地区計画の都市計画の決定に伴い、当該地区整備計画区域内における建築物に関する制限を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第28号

廿日市市いもせ寮条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成25年2月22日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市いもせ寮条例を廃止する条例

廿日市市いもせ寮条例（平成17年条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市いもせ寮を廃止し、その運営主体を市から社会福祉法人に移管するため、この条例案を提出するものである。



議案第45号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年2月22日提出

廿日市市長 真野勝弘

次のとおり過疎地域自立促進計画を変更する。

3の(3)の表中

林道整備事業（小川線）	廿日市市	
-------------	------	--

を

林道整備事業（小川線）	廿日市市	
林道整備事業（十方山線）	廿日市市	

に改める。

4の(3)の表中

吉和地域消防救急無線デジタル化事業

廿日市市	
------	--

を

吉和地域消防救急無線
化事業

消防艇等整備事業（係
整備等）

デジタル	廿日市市	
留施設の	廿日市市	

に改める。

6 の (3) の 表 中

吉和地域消防救急無
化事業（再掲）

線デジタル	廿日市市	
-------	------	--

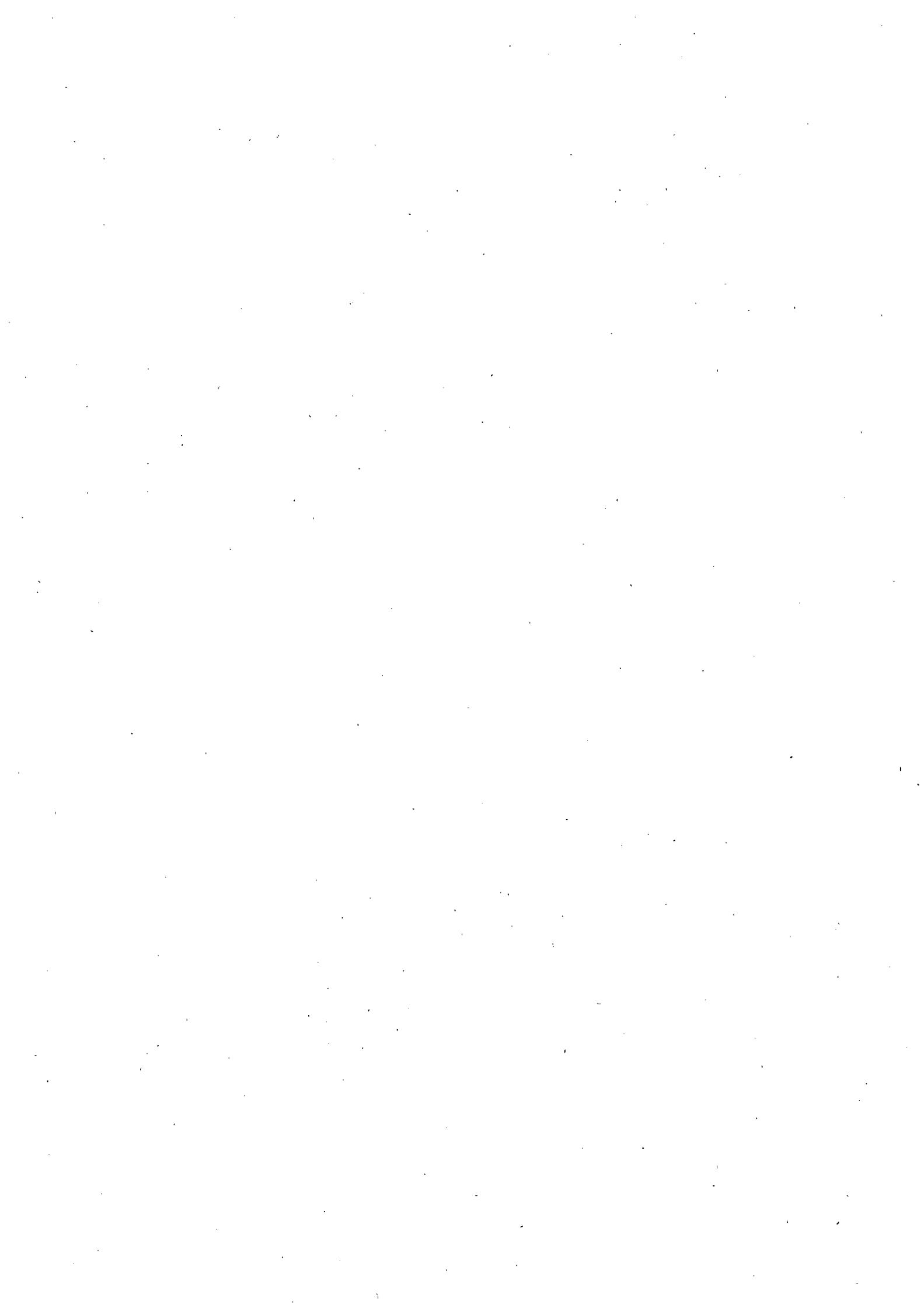
を

吉和地域消防救急無線デジタル 化事業（再掲）	廿日市市	
消防艇等整備事業（係留施設の 整備等）（再掲）	廿日市市	

に改める。

(提案理由)

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、林道整備事業及び消防艇等整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第46号

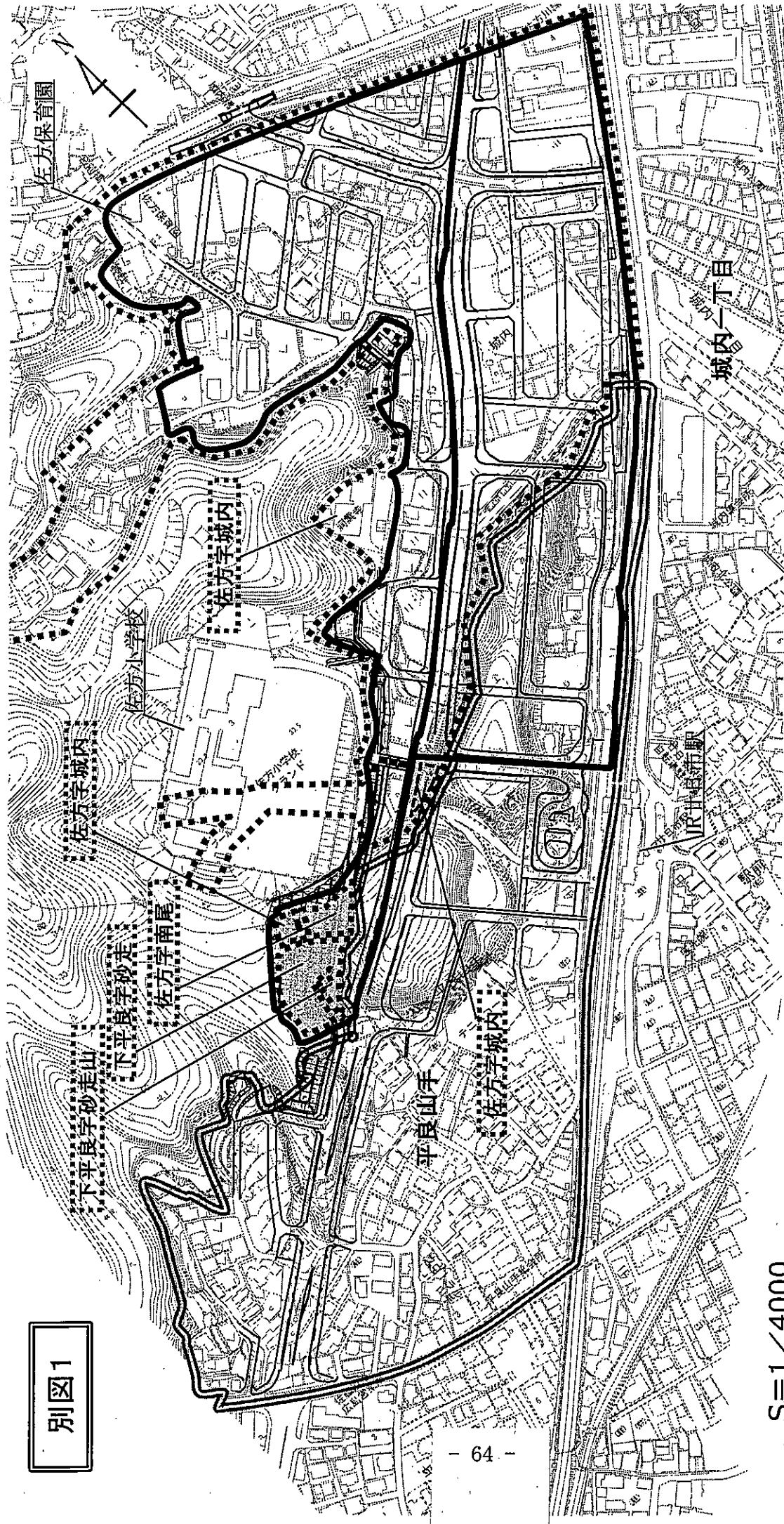
町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定及び変更について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年10月28日（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定の適用がある場合にあっては、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日）から、廿日市市の別図1に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもって別図2に示す町の区域を新たに画すること及び変更することについて、市議会の議決を求める。

平成25年2月22日提出

廿日市市長 眞野勝弘

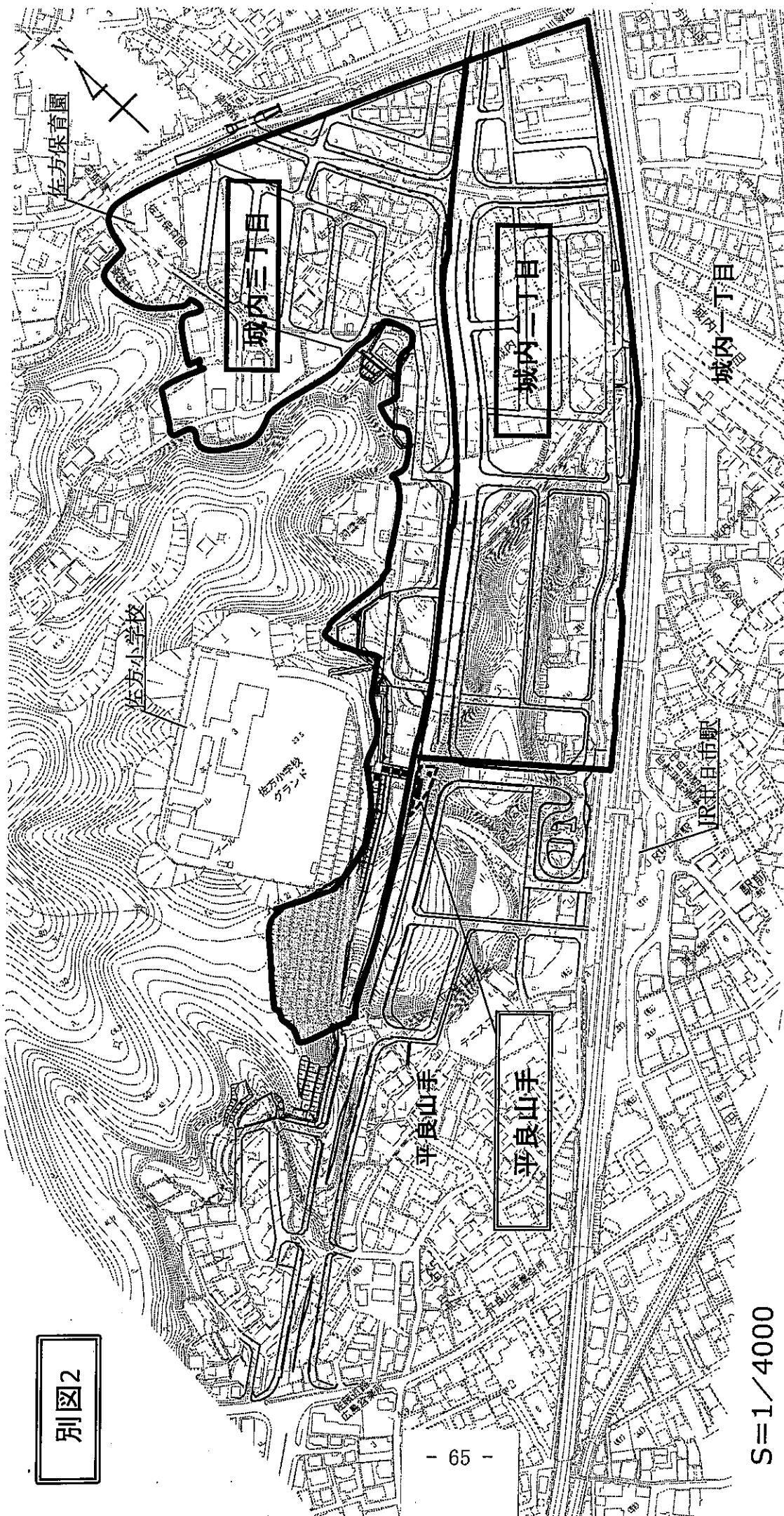
別図1



S=1/4000

凡例

○○丁目	従来の町界、町名
○○字	従来の字界、字名
□	町及びび字の区域を廢止し、町の区域を新たに画する区域
---	字の区域を廢止し、町の区域へ変更する区域



別図2

(提案理由)

廿日市駅北土地区画整理事業区域の一部及びその区域に隣接する土地の一部について、住居表示を実施することに伴い、町及び字の区域を廃止し、町の区域を新たに画し、及び変更するため、市議会の議決を求めるものである。

議案第47号

公の施設の指定管理者の指定について

はつかいちアルカディア設置及び管理条例（平成9年条例第1号）第1
2条の規定により、次のとおりはつかいちアルカディア（アルカディア・
ビレッジ）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年2月22日提出

廿日市市長 真野勝弘

1 公の施設の名称

はつかいちアルカディア（アルカディア・ビレッジ）

2 指定管理者となる団体の名称

東京都千代田区外神田二丁目18番8号

株式会社 共立メンテナンス

代表取締役 佐藤充孝

3 指定の期間

平成25年4月1日から

平成28年3月31日まで

(提案理由)

指定管理者不在のため休館となっているはつかいちアルカディア（アルカディア・ビレッジ）を平成25年度から再開させることに伴い、当該施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第48号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のことおり市道の路線を認定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年2月22日提出

廿日市市長 真野勝弘

市道路線の認定

番号	認定路線名	起 点	終 点
1398	大之木1号支線	廿日市市平良二丁目328番4地先	廿日市市平良二丁目328番9地先
1399	宮迫3号支線	廿日市市宮内字宮迫1445番2地先	廿日市市宮内字宮迫1445番15地先
1400	鰯浜10号路線	廿日市市阿品一丁目326番11地先	廿日市市阿品一丁目326番16地先
2210	越峠線	廿日市市峠字越峠1754番3地先	廿日市市峠字越峠1809番地先
4646	塩屋8号線	廿日市市塩屋一丁目6987番地先	廿日市市塩屋一丁目6964番2地先

(提案理由)

地元住民から寄附を受けた道路などを市道路線に認定することについて、
市議会の議決を求めるものである。

議案第49号

平成24年度廿日市市水道事業会計資本剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、次のとおり平成24年度廿日市市水道事業会計資本剰余金を処分することについて、市議会の議決を求める。

平成25年2月22日

廿日市市長 眞野勝弘

1 処分する資本剰余金

工事負担金

2 処分する額

40,543,837円

3 処分の目的

工事負担金をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた工事負担金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去等により発生する損失について補填するため

(提案理由)

平成24年度廿日市市水道事業会計のうち、工事負担金をもって取得した資産の撤去等により発生する損失について補填するため、工事負担金を源泉とする資本剰余金を処分することについて、市議会の議決を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成25年2月22日提出

廿日市市長 真野勝弘

氏名 児玉宣明

氏名 宮本守

(提案理由)

人権擁護委員兒玉宣明及び宮本守の任期が、平成25年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

